

佐賀県告示第 116 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により平成 31 年佐賀県告示第 105 号で指定した次の土砂災害警戒区域については同条第 6 項の規定によりこれを解除し、同法第 9 条第 1 項の規定により同告示で指定した次の土砂災害特別警戒区域については同条 8 項の規定によりこれを解除する。

令和 6 年 4 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 所在地 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあつては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|-------------------------|---------------------|--|
| 鹿島市 高津原 字 鷺ノ 巣 | わしの巣-2 (207 I -001_2) | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）